

告 示

埼玉県告示第千三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキふじみ野店

埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千九百九十六番四十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

開店時間は午前十時、来客が駐車場を利用することができる時間帯は午前九時三十分からに、それぞれ三十分繰り下げていただきたくお願い申し上げます。

午前八時台から九時台は大学のスクールバス、幼稚園の送迎バスなどが市道五―三六号線を利用する時間帯となっております。また通勤者の車や、一般の商用車などが国道二五四号線（川越街道）の抜け道として市道五―一七号線を利用しております。

当該店舗はこの二つの市道の交差点にあることをご配慮いただきたい。現在でも朝の通勤通学時間帯に交通量が多いことを見れば、当店舗の開店後はさらに交通渋滞が引き起こされることは容易に察しが付くことであります。狭い道に歩行者、自転車そして自動車の増加となれば交通事故の多発など、生活環境の悪化がますます懸念されます。

当地域はふじみ野市にとり文教地区に位置づけられ、市立図書館、文京学院大学、文京学院大学ふじみ野幼稚園、聖路加看護学園運動場などを誘致して参りました。このこともご配慮いただき、上記の件につきましては宜しくお願い申し上げます。

二 縦覧期間

平成二十八年十月十四日から平成二十八年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター